

# 公民館利用申請受付開始日（抽選日）等のご案内

※システム＝昭島市公共施設予約システム

## 公民館登録団体の申込み

施設区分	利用月	受付期間	抽選日	確定期間	調整会議	随時申込み
小ホール	令和6年 9月分	4/1～10	4/11	4/11～20	4/27	システムでの申込み、変更、取消しは、利用日の7日前まで。その後は窓口で。
	令和6年 10月分	5/1～10	5/11	5/11～20	5/25	
小ホール以外	令和6年 7月分	4/1～10	4/11	4/11～20	4/27	
	令和6年 8月分	5/1～10	5/11	5/11～20	5/25	

※公民館未登録団体の申込みについては、公民館までお問い合わせください。

公民館利用区分	
午前	午前9時～正午
午後1	午後1時～4時
午後2	午後4時～7時
夜間	午後7時～10時

### 抽選申込みの注意

公民館登録団体はシステムで抽選申込みができます。

- ★当選した団体は上の確定期間内にシステムで確定をしてください。  
(確定しないと予約が無効になりますのでご注意ください)
- ★落選した団体は、随時申込みが始まる前に、「調整会議」で再度空いている会議室等の申込みができます。4月、5月の調整会議は公民館第1会議室で午前10時から行います(確定忘れの無効は対象外です)。

展示室・陶芸窯・暗室・保育室の予約は、公民館登録団体が使用する場合、利用月の3ヶ月前の調整会議で申込みができます。調整会議後は公民館の窓口で利用日の2ヶ月前の月の初日から申込みができます。なお、保育室と暗室は会議室等が予約されている場合に限り(単独での使用はできません)。

- ★ 空き状況は、団体登録の有無にかかわらずシステムで確認できます(公民館、市立会館をはじめ市の施設に備え付けの端末機のほか、市ホームページ「施設予約」からもご覧いただけます)。
- ★ システムで予約を行う場合は、「予約申込/予約一覧」画面で利用目的・利用人数・催し物名を入力してください(小ホールで発表会等を行う場合は、舞台担当者との打ち合わせが必要になりますので事前に連絡をお願いします)。

## 公民館小ホールの特例的利用制度について

公民館登録団体の小ホールの利用申込みは5ヶ月前からとなっていますが、次のような場合は6ヶ月前から申請することができます。

- ◆公民館登録団体が日頃の活動の成果を発表する事業(発表会)
- ◆利用可能団体数 1ヶ月1団体 ◆利用可能区分数 午前から夜間のうち3区分以内
- ◆利用回数 1団体年度1回
- ◆申請日 利用希望日の6ヶ月前の月の1日から7日まで(休館日を除く)の午前9時から午後5時の間
- ☆同月開催の公民館運営審議会で決定します。詳しくは、公民館までお問い合わせください。

## 公民館だよりは次の場所で配布しています

公民館だよりは、公民館の事業や利用方法などの情報を提供し、広く市民の皆さんに公民館を知っていただくため年6回回数月の1日に発行しています。自治会を通じて配布されるほか、公民館、市役所2階行政資料コーナー、東部出張所、各市立会館など主な市の施設に置いてあります。また、市ホームページ「公民館」からもご覧いただけます。

- ★デジ版を発行しています  
音訳版(デジ版)を発行しています。希望する方は公民館までご連絡ください。